

全建事発第 057 号

令和 8 年 8 月 18 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

〔 公 印 省 略 〕

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う
建設業法等上の特例措置等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和 8 年熊本地震については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、8 月 7 日付けで公布・施行された「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」及び同日付け「国土交通省告示第 1037 号」に基づき、建設業法等に係る許可等の有効期間の延長に関する措置及び期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 別添 1 【建設業法】 令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について
- 別添 2 【建設リサイクル法】 令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特例措置等について
- 別添 3 【浄化槽法】 令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について

別添 4 【ストックヤード運営事業者登録規定】令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴うストックヤード運営事業者登録規程上の特例措置等について

別添 5 【建設機械抵当法】令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う建設機械抵当法上の特例措置等について

以 上

(担当) 事業部 児玉

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp